鳥坂寺跡整備検討委員会 会議録

◆第 11 回会議(2017 年 7 月 24 日)

時間…14:00~16:00

場所…柏原市立歴史資料館 3階 研修室

会議出席者

委員:大脇潔(委員長)、森明彦(副委員長)、塚口義信、前川歩

事務局:尾野晋一(教育部長)、石垣好啓(教育部次長)、一松孝博(文化財課課長)、

山根 航(文化財課主査)、桑野一幸(文化財課係員)

大橋 丘(都市計画課課長)、多田克己(公園緑地課課長)

原田昌浩(大阪府教育庁文化財保護課技師)

1. 開議

教育部長挨拶

2. 事務局報告

文化財課・桑野課長の定年退職に伴い、4月より一松課長が着任。桑野は再任用職員 として、文化財課へ配属となった。

なお、本日欠席の箱崎委員からは、事前に計画案についての意見をいただいているので、主な箇所を随時紹介する。

- 3. 議事(○…委員からの意見・質疑、▲…事務局の回答)
 - 1) 史跡鳥坂寺跡保存活用計画4~8章の修正報告

【事務局から説明】

第4章 現状と課題

- ○第1節保存管理、第2節活用にある金堂・講堂跡地区の現状について、平成28年度に一部公有地となったが、今後の保護・活用に向けて十分とは言えない点を盛り込んだ方が良い。
- ○第3節整備の課題について、現在の限られた公有地において、どのような整備ができるのか、また民有地においては、所有者との協力のもと整備が可能なのか、より具体的に記載すべきである。
- ○第4節運営・体制の課題について、史跡隣接地の鉄道事業者、地元自治会との 関係・体制の現状を記載すべきである。

第5章 大綱・基本方針

- ○「周辺地域や市民が協働・協力する充実した運営・体制づくりを目指す」とあるが、自治体の市民への押し売り的な状況にならぬよう「市民の史跡地に対する要求・要望を把握したうえで」などの文言をいれてはどうか。
- ○史跡決定後、整備に向けた動きは停滞しているので、鳥坂寺跡に対する市民の 熱も下がっているのではないか。以前、熱心に取り組んでいた市民団体などは 現在どうなっているのか。
- ▲鳥坂寺跡のみに特化した団体は以前からない。ただ、歴史資料館を活動拠点としている団体があり、史跡指定時には、史跡案内や歴史資料館での展示のお手伝いをしていただいた。現在も団体は存続しているが、鳥坂寺跡を中心に活動は行っていない。
- ○そうした現状を考慮すると、先に挙げたような「市民が協働・協力する充実した運営・体制づくり」は難しい。いわゆる歴史愛好家団体が高齢化し、活動を休止するという話をよく耳にする。若い世代をターゲットに検討しないとそうした体制は実現しない。

第6章 保存

- ○第2節方法(2)現状変更等取扱基準について、史跡周辺地は「埋蔵文化財包蔵地として取り扱う」とあるが、鳥坂寺跡関連遺構が予測される場合、通常よりもやや強い保存管理方法をとれるようにしておいたほうがよい。
- ○内容としてあまりにも一般的なので「鳥坂寺跡の推定寺域内においては…」を 入れるなど、より厳重な管理をする内容を盛り込んだ方がよい。
- ○現状変更の取り扱いについて、金堂跡・講堂跡地区のブドウ樹の改植が、本文では「原則的には認められない行為」とあり、表 7 現状変更取扱基準では樹木の「植栽・改植・抜根は事前協議を行う」とあり、対応していない。表 7 の現状変更取扱基準の書き方について、どれが禁止で、許可が必要なもの、不要なものなどを示した方が、土地所有者の方にもわかりやすい。
- ○表 7 について、基本方針はこのままでよいが、特にブドウ樹の対応が不明確である。
- ▲ブドウ樹の植栽・改植などを全く認めないとすると、現在、生業とされている 地元の方への影響が考えられる。そのため、植栽・改植には事前に協議してい ただくことにしている。
- ○表に基づいて本文を修正し、一般の樹木とブドウ樹とを分けて記載したほうが わかりやすい。
- ▲樹木について項目を分け、修正を行う。

第7章 活用

- ○第1節方向性(3)地域における活用について、「スマートフォンやタブレットなどデジタル通信機器を活用し(中略)景観的魅力などを提示する手法も考慮していきます」とあるが、手法をもう少し具体的に書いた方が良い。東大阪市の河内寺廃寺跡では、実際にタブレットやVRデバイスなどを活用し、寺院を復元・体験できるようにしている。動画サイトを利用すれば、費用があまりかからず製作できると聞いた。鳥坂寺跡でも、塔や金堂などを対象に同様の活用ができるのではないか。こうした手法は、整備が進まなくとも可能なので、ぜひ検討してほしい。
- ○柏原市には、史跡公園として高井田横穴があるが、鳥坂寺跡も新たな史跡公園 として整備していくという決意をもって活用に臨んでほしい。

第8章 整備

- ○(2)活用のための整備について、市有地の高井田2号公園だけでも、整備はできないのか。小規模でも、何かしら進めていくのが重要である。その次に、 塔跡の盛土など、少しずつ積み重ねていくことで、展望が開けていく。
- ○高井田2号公園について、僧房・食堂跡の位置を明示することは可能か。
- ▲予算上の問題がクリアできれば可能である。具体的な手法はいろいろあると思 うが、柱穴に合わせて杭を並べるのであれば、大きな工事にはならない。
- ○建物跡について、その範囲に盛土し芝生を貼る例や、柱位置に同じような大き さのコンクリートブロックを並べるなどの手法がある。
- ○僧房・食堂跡地区では、複数の時期の遺構が見つかっている。この地区は、こ うした変遷がわかる場所でもあるので、時期別に色分けして表示した方がよい。 加えてスマートフォンで復元した僧房・食堂が見られれば、鳥坂寺跡に対する 理解も深まる。
- ○先に挙げた河内寺廃寺跡は、当初は非常に狭い史跡地だったが、整備が進むにつれて周辺の地主から土地を買ってほしいという要望があり、購入し追加指定された経緯がある。鳥坂寺跡の場合も、高井田2号公園の整備を進めて、史跡整備の姿勢や内容が示せれば、周辺の理解が進んでいくのではないか。
- ○高井田2号公園の利用状況はどうなっているのか。
- ▲住宅地内にある公園ということで、近隣住民の子供、家族が利用している。現 状として、経年劣化により盛土が沈下し水はけが悪くなっているが、史跡地の ため掘削工事ができない。盛土をすると、遊具が地面に近くなるなど安全面の 問題がある。

前章などその他

○第3章史跡の本質的価値 第2節構成要素(2)その他の諸要素について、天 湯川田神社は、本文では「将来的には撤去も視野に検討・協議する」とあるが、 表3史跡指定地および指定地周辺における構成要素では「除却あるいは除却を 検討すべき構成要素」に挙げられておらず、本文と表が対応していない。神社 の移設または撤去が現実的に難しいようならば、保存活用計画の段階で、共存 を前提に進めたほうが良い。

- ○見方を変えれば、神社、あるいは戦没者慰霊塔なども歴史的遺産である。
- ○どうしても文化財的な価値は、ある特定の時代のみに絞られ、それ以降の時代の要素が排除される傾向にある。「その他の諸要素」を本質的価値の補完に好影響を及ぼすものと、改善・除去の対象になるもの、という2つに分けてはどうか。なるべく、後の歴史についても大事に扱ったほうが良い。
- ○ブドウ畑も歴史的景観のひとつといえるが、市内には鳥坂寺跡がある史跡地以外にもブドウ畑はあり、特にこのエリアに残す必要性は感じられない。ブドウについては、将来的に史跡地全体が公有地となれば撤去していくという方向性でいいだろう。ただ、神社、戦没者慰霊塔は歴史的な背景で構築されたもので「撤去」は表現として強すぎる。塔基壇と重複する拝殿などは、将来的に改築する際、基壇外に再建を協議するなどの対応内容を記載した方がよい。
- ○神社については、鳥坂寺跡と関連のあるものとして扱うべきである。
- ▲神社と鳥坂寺跡は、直接には関係しないが、祭りが行われるなど地域に密着した活動が行われており、鳥坂寺跡と関係のある要素として再検討する。
- ○図8の鳥坂寺の復元イメージについて、僧房・食堂の北側にある建物は何か。 また図22の僧房・食堂遺構図には、南側に総柱建物があるが、それがないのはなぜか。
- ▲図 22 は遺構検出図で、複数の時期の遺構が記載されている。図 8 のイメージ図は奈良時代の遺構に限ったもののみで構成されている。北側の建物は井戸である。
- ○図8について今回はこれでいいと思うが、等高線などを反映した図を今後作成 した方がよい。
- ○細かいことだが図2では竹原井頓宮、本文6ページでは竹原井行宮と表記されている。用語の統一をすべきで、時代的に「頓宮」でいいのではないか。
- ▲用語について、統一、修正を行う。

2) 史跡鳥坂寺跡保存活用計画 9~11章の検討

【事務局から説明】

第9章 運営・体制の整備

○第2節方法(4)関係機関・関連団体との連携について、これまでの近鉄との 協議の経緯はどういったものか。また、どういった部署が対応したのか。

- ▲史跡指定の範囲、境界確定では何度も協議を行っている。ただ、活用や日常管理については協議を行っていない。協議したのは近鉄本社の用地管理の部署である。
- ○第9章全体の構成について、日常的に行うパトロールや除草、年間を通して適 宜行うイベント、周辺自治体や自治会と連携した管理・運営、長期的な視野で 地域の人を育成する体制づくりなど、短期的なもの、長期的なものに分けて整 理した方がよい。

第10章 施策の実施計画の策定・実施

- ○表9実施計画総括表について、短期的計画、中・長期的計画とあるが、短期的 とはどのぐらいの期間を考えているのか。またそれらの違いは何か。
- ▲通常は5年以内を考えているが、具体的な年数を表記するのは難しい。また、 長期的な目標として公園整備があり、それに向けた必要な計画を短期、中期と した。ただ、中期的計画に遺構保護を挙げているが、これは短期的、最優先に すべき点と考えている。
- ○計画書として、期間を設定できない点は問題ではないか。
- ○具体的な年数がないと、委員としてのモチベーションの維持が難しい。
- ○いつまでに公有地化をし、整備を行うのか、今後のスケジュールが見えない。 何年と区切るとは難しいと思うが、記載はできないか。
- ▲市として将来的に公有地化を目指すのはもちろんだが、こちらから働きかけて 土地購入を図るのは財政的に厳しい。また、現在の土地所有者の方々には現状 を維持したい方もおられる。そうした状況からすると、いつまでという期限を 明記するのは難しい。

第11章 経過観察

- ○第1節方向性について、「保存活用計画について、取り組みの過程で改善してくことも大切です」とあるが、計画自体が変わってしまうと、今後の整備に関わる原則的な根拠を失いかねない。ここは「保存活用計画の具体的な作業方法を修正することも大切です」といった内容でよい。これに関連して、同節には「改善すべき点について理念や実際の取り組みに反映させていく」とあるが、理念に変更があると問題なので、この文言は不要である。
- ○細かなことだが、第2節(2)の活用で、「飛鳥・奈良時代の地域の歴史…」とあるが、鳥坂寺は平安時代まで存続しており修正した方がよい。

その他

- ○委員会の今後のスケジュールはどういう予定か。
- ▲今回審議いただいた内容を踏まえ、修正し、次回報告する。第12回を12月頃、

第 13 回を 2 月頃に開催し、第 13 回に保存管理計画案を教育長に提言できればと考えている。そこでひとつの区切りになるが、その後も委員会は継続し、鳥坂寺跡活用の具体案、あるいは史跡地周辺で発掘調査事案があった際には、その調査方法などについて審議いただきたい。

4. 閉議